

資料 1

2022年12月22日

食品衛生分科会

報告事項に関する資料

(1) 報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

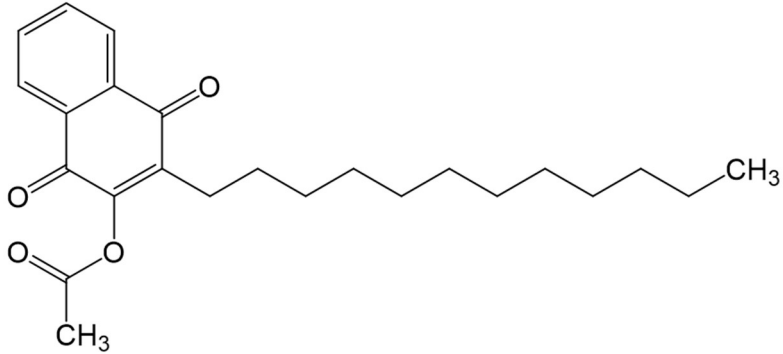
・ 報告事項の概要	3
・ アセキノシル（適用拡大申請）	4
・ トリネキサパックエチル（インポートトレランス申請）	11
・ ピラジフルミド（適用拡大申請及び追加資料提出に基づく基準値の改正、畜産物の基準値改正）	16

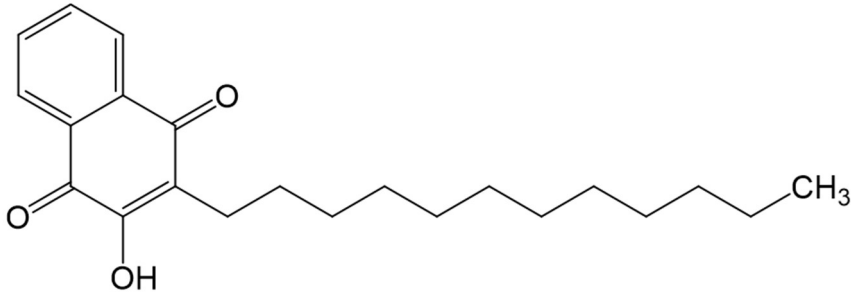
食品中の農薬等の残留基準の設定について

○報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
アセキノシル （農薬/殺ダニ剤）	適用拡大申請	農薬：かんきつ、りんご等	ADI:0.022 mg/kg 体重/ 日 ARfD:0.073 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 14.8% 幼小児（1～6歳） 27.4% 妊婦 10.3% 高齢者（65歳以上） 17.3% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
トリネキサパックエチル（農薬/植物成長調整剤）	インポートトランス申請	農薬：日本芝、西洋芝（農作物に登録なし）	ADI:0.0059 mg/kg 体重/ 日 ARfD: 0.6 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 22.3% 幼小児（1～6歳） 51.5% 妊婦 21.9% 高齢者（65歳以上） 20.3% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
ピラジフルミド（農薬/殺菌剤）	適用拡大申請、追加提出資料に基づく基準値の改正及び畜産物の基準値改正	農薬：豆類（未成熟）、トマト等	ADI:0.021 mg/kg 体重/ 日 ARfD:1.6 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 27.8% 幼小児（1～6歳） 50.7% 妊婦 25.7% 高齢者（65歳以上） 30.0% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。

アセキノシル (Acequinocyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺ダニ剤
作用機構	ナフトキノン骨格を有する殺ダニ剤であり、ダニ類のミトコンドリアの電子伝達系における酵素複合体Ⅲを阻害することにより効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	かんきつ／ミカンハダニ 等
我が国の登録状況	農薬：かんきつ、りんご等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアーモンド、りんご等に、カナダにおいてなす、トマト等に、EU においてりんご、ホップ等に、豪州においてプルーン、もも（乾燥させたもの）等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:</p> <p>国民全体の集団：0.022 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（雄ラット・混餌。 （発がん性は認められなかった。）最小毒性量における毒性所見は眼球腫大等）</p> <p>無毒性量 2.25 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD:0.073 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 2世代 繁殖試験（ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は出血等）</p> <p>無毒性量 7.3 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アセキノシル及び代謝物 AKM-05【3-ドデシル-2-ヒドロキシ-1,4-ナフトキノン】とする。

	 <p style="text-align: center;">代謝物 AKM-05</p>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="560 656 1445 882"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>14.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>27.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>17.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	14.8	幼小児 (1~6 歳)	27.4	妊婦	10.3	高齢者 (65 歳以上)	17.3
	EDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	14.8										
幼小児 (1~6 歳)	27.4										
妊婦	10.3										
高齢者 (65 歳以上)	17.3										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>令和 4 年 11 月 22 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

(別紙1)

農薬名

アセキノシル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	0.02		申			<0.02,<0.02,<0.02
小豆類	0.5	0.5	○			<0.03,0.20(¥)
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03(¥)
その他のきく科野菜	15	15	○			0.9,6.6(¥)(きく(葉))
ピーマン	2	2	○			0.79,0.98(¥)
なす	1	1	○			0.23~0.49(#)(n=4)
その他のなす科野菜	1	1		2.0	韓国	【韓国とうがらし(0.58)】※1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.08,0.11(#)(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○			<0.10,0.16(¥)
しろりり	0.7	0.7	○			※2
すいか		0.1	○			
すいか(果皮を含む。)	0.5					0.069,0.108(¥)
メロン類果実		0.1	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.5					0.09,0.12,0.22
まくわり		0.1				
まくわり(果皮を含む。)						
その他のうり科野菜	0.7	0.7	○			※2
その他の野菜		1	○			
その他の野菜(ずいきに限る。)	2		○・申			0.26,0.76(¥)(さといも(葉柄))
その他の野菜(ずいき及びれんこんを除く。)	15		○・申			4.65,9.89(¥)(エンサイ)
みかん		0.2				
みかん(外果皮を含む。)	2		○			0.42,0.59(#)(¥)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.44,0.91(#)(¥)
レモン	2	1	○			(夏みかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(夏みかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(夏みかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○			(夏みかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	1	○			(夏みかんの果実全体参照)
りんご	0.7	0.7	○			0.23,0.26(#)(¥)
日本なし	1	1	○			0.18,0.44(¥)
西洋なし	1	1	○			(日本なし参照)
マルメロ	0.4	0.4		0.40	米国	【米国りんご(0.0362~0.230(n=12))、なし(<0.02~0.0530(n=6))】
びわ		0.4				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.4			0.40	米国	【米国りんご、なし参照】
もも		0.1				
もも(果皮及び種子を含む。)	2		○			0.28,0.65(#)(¥)
ネクタリン	1	1	○			0.30,0.36(¥)
すもも(ブルーンを含む。)	0.7	0.7	○			0.05,0.28(¥)
うめ	2	2	○			0.45,0.92(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.44,0.57(#)(¥)
いちご	2	2	○			0.43,0.71(¥)
ぶどう	0.5	0.5	○			0.14,0.14(¥)
パパイヤ	1	1	○			0.42,0.45(¥)
マンゴー	0.5	0.5	○			0.17,0.19(¥)
その他の果実	2	2	○			0.69,0.81(¥)(あけび)
くり	0.02	0.02		0.02	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.02	0.02		0.02	米国	【米国ペカン(<0.02(n=5))、アーモンド(<0.02(n=5))】
アーモンド	0.02	0.02		0.02	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】

農薬名

アセキノシル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
くるみ	0.02	0.02		0.02	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.02	0.02		0.02	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
茶	40	40	○			3.58~32.9(#)(n=4)(荒茶)
ホップ	15	15		15	EU	【0.94~12.72(n=8)(EU)】
その他のスパイス	5	5	○			1.92,3.00(#)(¥)(みかんの果皮)
その他のハーブ	40	10	○・申			15.7,29.6(¥)(しそ(葉))
牛の脂肪	0.02	0.02		0.02	米国	【推:0.009】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02		0.02	米国	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02	米国	【推:0.009】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02	米国	【牛の肝臓参照】

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1) 現行の基準値は当時の韓国の基準値を参照して設定したものであるが、今回IT申請がなされていないため、現行の基準値を維持することとする。なお、韓国におけるとうがらしの基準値は2.0 ppmに変更されている。

※2) しろうり及びその他のうり科野菜については農林水産省からの緊急登録理由書に基づき、きゅうりの作物残留試験の残留濃度の2倍の値を用いて基準値を設定した。

答申（案）

（別紙2）

アセキノシル

今回残留基準値を設定する「アセキノシル」の規制対象は、アセキノシル及び代謝物AKM-05【3-ドデシル-2-ヒドロキシ-1,4-ナフトキノン】とする。ただし、代謝物AKM-05はアセキノシルの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.02
小豆類 ^{注1)}	0.5
やまいも（長いものをいう。）	0.2
その他のきく科野菜 ^{注2)}	15
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注3)}	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5
しろうり	0.7
すいか（果皮を含む。）	0.5
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.7
その他の野菜 ^{注5)} （ずいきに限る。）	2
その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）	15
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	2
りんご	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.4
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	1
すもも（プルーンを含む。）	0.7
うめ	2
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	2
ぶどう	0.5
パパイヤ	1

食品名	残留基準値 ppm
マンゴー	0.5
その他の果実 ^{注7)}	2
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注8)}	0.02
茶	40
ホップ	15
その他のスパイス ^{注9)}	5
その他のハーブ ^{注10)}	40
牛の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

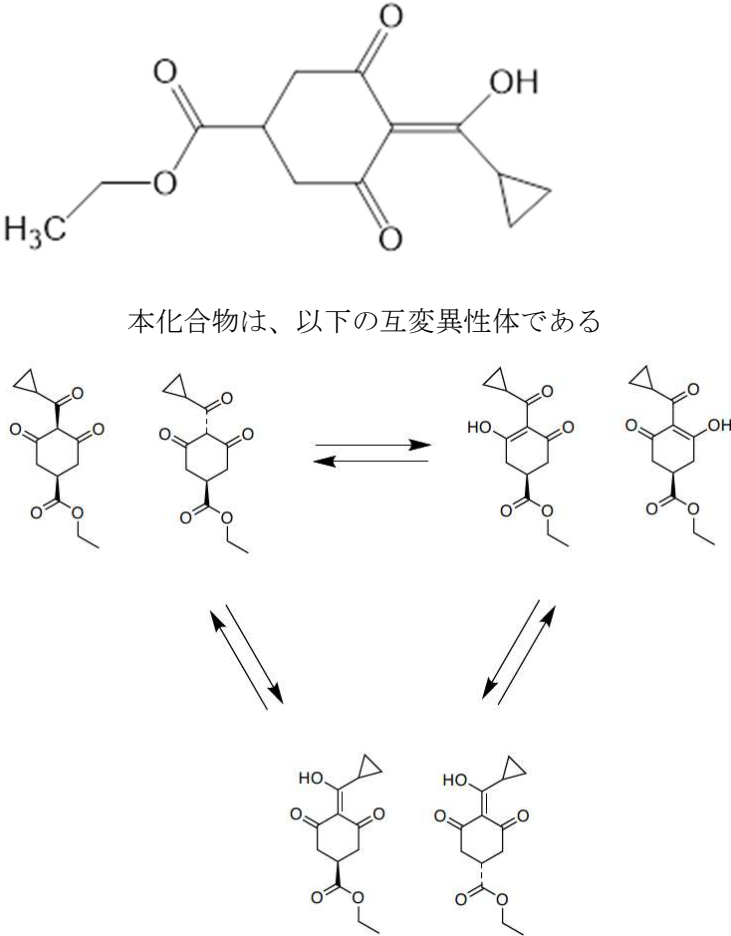
注8) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

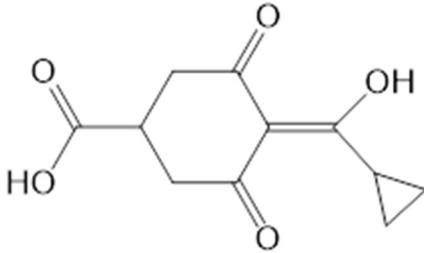
注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

トリネキサパックエチル (Trinexapac-ethyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	 <p>本化合物は、以下の互変異性体である</p>
用途	農薬／植物成長調整剤
作用機構	シクロヘキサノン系植物成長調整剤である。成長点での GA20 から GA1 への変換過程におけるジベレリン生合成を阻害することにより、葉と節間の伸長を阻止すると考えられている。
適用作物／使用目的等	ライ麦／節間短縮による倒伏軽減 等
我が国の登録状況	農薬：日本芝、西洋芝（農作物に登録なし）
諸外国の状況	<p>JMPR における毒性評価が行われ、2013 年に ADI が設定され、ARfD は設定不要と評価されている。国際基準は小麦、大麦等に設定されている。</p> <p>米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米、ライ麦等に、カナダにおいてオート麦、小麦等に、EU においてさとうきび、なたね等に、豪州において穀類、さとうきび等に、ニュージーランドにおいて穀類（とうもろこしを除く）に基準値が設定されている。</p>

<p>食品安全委員会における 食品健康影響評価結果</p>	<p>ADI: 国民全体の集団 : 0.0059 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験 (雄ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制等) 無毒性量 0.59 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARfD:0.6 mg/kg 体重 [設定根拠] 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口。最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制等) 無毒性量 60 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
<p>基準値案</p>	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質 : 代謝物 B【トリネキサパックエチルの脱エチル体】とする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 B</p> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="552 1120 1437 1346"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1歳以上)</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>51.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>20.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 作物残留試験における中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	国民全体 (1歳以上)	22.3	幼小児 (1~6歳)	51.5	妊婦	21.9	高齢者 (65歳以上)	20.3
	EDI/ADI (%)										
国民全体 (1歳以上)	22.3										
幼小児 (1~6歳)	51.5										
妊婦	21.9										
高齢者 (65歳以上)	20.3										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>令和 4 年 10 月 6 日に在京大使館への説明を実施 令和 4 年 12 月 2 日に WTO 通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

(別紙1)

農薬名 トリネキサパックエチル

食品名	基準値 案* ppm	基準値 現行** ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等* ppm
				国際 基準* ppm	国/地域 基準値** ppm	
米(玄米をいう。)	0.4		IT			【米国玄米(<0.012~0.220) (n=14)】
小麦	3	0.6	IT	3	4.0 米国	【米国小麦(0.095~1.950) (n=20)】
大麦	3	0.6	IT	3		
ライ麦	3	0.6	IT			
その他の穀類	3	0.6	IT	3		
さとうきび	0.5		IT	0.5		
なたね	2		IT	1.5		
牛の筋肉	0.01			0.01		
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.01			0.01		
豚の脂肪	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01		
牛の肝臓	0.1			0.1		
豚の肝臓	0.1			0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1			0.1		
牛の腎臓	0.1			0.1		
豚の腎臓	0.1			0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1			0.1		
牛の食用部分	0.1			0.1		
豚の食用部分	0.1			0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1			0.1		
乳	0.005			0.005		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.05			0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05			0.05		
鶏の腎臓	0.05			0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05			0.05		
鶏の食用部分	0.05			0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05			0.05		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家きんの卵	0.01			0.01		
小麦ふすま	8			8		

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分に基準値を設定しないもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

*:基準値案、国際基準及び作物残留試験成績は代謝物B(トリネキサパック、遊離酸)としての濃度で示している。

**:基準値現行及び米国の参考基準値はトリネキサパックエチルとしての濃度で示している。

答申（案）

（別紙2）

トリネキサパックエチル

今回残留基準値を設定する「トリネキサパックエチル」の規制対象は、代謝物B【4-[シクロプロピル(ヒドロキシ)メチレン]-3,5-ジオキソシクロヘキサン-1-カルボン酸】とする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.4
小麦	3
大麦	3
ライ麦	3
その他の穀類 ^{注1)}	3
さとうきび	0.5
なたね	2
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注3)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.005
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注4)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05

食品名	残留基準値 ppm
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
小麦ふすま	8

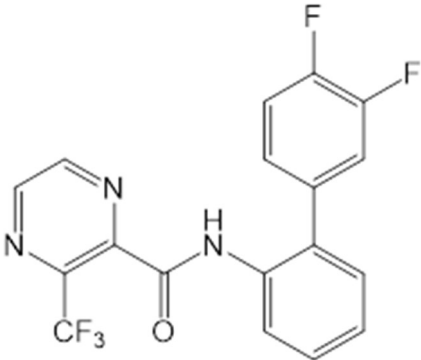
注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注4) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピラジフルミド (Pyraziflumid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及び畜産物への基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	ピラジンビフェニル型カルボキサミド系殺菌剤である。病原糸状菌のミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅱ（コハク酸脱水素酵素複合体）活性を阻害することにより、胞子発芽、菌糸伸長及び胞子形成を抑制して殺菌効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	豆類（未成熟）／菌核病 等
我が国の登録状況	農薬：豆類（未成熟）、トマト等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.021 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（雄ラット・混餌。 （発がん性は認められなかった。）最小毒性量における毒性所見は小葉中心性幹細胞肥大等）</p> <p>無毒性量 2.15 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>（参考）</p> <p>なお、評価に供された遺伝毒性試験においては、<i>in vitro</i>試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験をはじめ <i>in vivo</i>試験では陰性の結果が得られたので、ピラジフルミドは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。</p> <p>ARfD:1.6 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 急性神経毒性試験（雌ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は自発運動量減少）</p> <p>最小毒性量 500 mg/kg 体重/day 安全係数 300（最小毒性量を用いたことによる追加係数：3）</p>

基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピラジフルミドとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="552 349 1437 573"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>27.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>50.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>30.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^注。</p> <p>注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		EDI/ADI (%)	国民全体（1歳以上）	27.8	幼小児（1～6歳）	50.7	妊婦	25.7	高齢者（65歳以上）	30.0
	EDI/ADI (%)										
国民全体（1歳以上）	27.8										
幼小児（1～6歳）	50.7										
妊婦	25.7										
高齢者（65歳以上）	30.0										
意見聴取の状況	令和4年10月6日に在京大使館への説明を実施 令和4年12月2日にWTO通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

(別紙1)

農薬名

ピラジフルミド

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
大豆	0.2	0.3	申			0.03~0.09(n=6)
小豆類	0.3		○			0.04,0.08,0.10(いんげんまめ)
えんどう	0.3		申			(いんげんまめ参照)
そら豆	0.3		申			(いんげんまめ参照)
その他の豆類	0.3		申			(いんげんまめ参照)
はくさい	3	2	○			0.19~1.31(n=6)
キャベツ	3	3	○			0.07~1.55(n=6)
カリフラワー	10	3	申			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	10		○・申			0.75~4.14(n=3)
その他のあぶらな科野菜	10		申			(ブロッコリー参照)
レタス(サラダ菜及びちりしゃを含む。)	40	20	○			14.0,14.1(サラダ菜), 6.27,10.3(リーフレタス)
たまねぎ	0.2	0.3	○			<0.01~0.12(n=6)
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			0.62~2.90(n=6)
にんにく	0.05	30	申			<0.01,<0.01(¥)
にら	30		申			5.96,6.28,9.40
アスパラガス	3		申			0.97,1.02(¥)
にんじん	0.3		申			0.03~0.16(n=6)
トマト	2	2	○			0.51~0.94(n=6)(ミニトマト)
ピーマン	5	5	○			0.98,1.04,2.24
なす	1	0.7	○			0.16~0.44(n=6)
その他のなす科野菜	5		申			2.02,2.12(¥)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.9	0.7	○			0.16~0.36(n=6)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	0.02	申			(メロン類果実(果皮を含む。))参照
すいか			○			
すいか(果皮を含む。)	0.8		○・申			0.08~0.40(n=6)
メロン類果実			○			
メロン類果実(果皮を含む。)	1		○・申			0.18,0.28,0.60
まくわうり(果皮を含む。)	1		申			(メロン類果実(果皮を含む。))参照
その他のうり科野菜	1	1	○・申			(メロン類果実(果皮を含む。))参照
未成熟えんどう	5	5	○			0.98,2.57(¥)
未成熟いんげん	4	5	○			1.01,1.14,1.66
えだまめ	15	10	○			0.52,0.56,4.82
その他の野菜	15	10	○			(えだまめ参照)
みかん		0.1	○			
みかん(外果皮を含む。)	2	○				0.35~1.00(n=6)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.38,0.46,0.66
レモン	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	1	1	○・申			0.23~0.73(n=8)
日本なし	1	1	○・申			0.27~0.48(n=8)
西洋なし	1	1	○・申			(日本なし参照)
もも		0.2	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	2	○				0.27,0.29,0.91
ネクタリン	2	2	○			0.38,0.92(¥)
あんず(アプリコットを含む。)	3	3	○			(うめ参照)
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.7	0.7	○			0.05,0.26(¥)
うめ	3	3	○			0.58,0.80,1.38
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○			0.60,1.15(¥)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
いちご	3	3	○			0.40,0.78,1.36
ぶどう	3	2	○・申			0.41～0.98(n=9)
かき	0.8	0.5	○			0.14～0.30(n=6)
キウイ(果皮を含む。)	3		申			0.58,0.72,1.16
その他のスパイス	9	10	○			1.98～4.88(n=6)(みかん(果皮))
牛の筋肉	0.01		申			推:0.004
豚の筋肉	0.01		申			推:0.003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01		申			推:0.004
豚の脂肪	0.01		申			推:0.003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01		申			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01		申			推:0.004
豚の肝臓	0.01		申			推:0.003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01		申			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01		申			推:0.004
豚の腎臓	0.01		申			推:0.003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01		申			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.01		申			(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.01		申			(豚の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01		申			(牛の肝臓参照)
乳	0.01		申			推:0.003
鶏の筋肉	0.01		申			推:0.01
その他の家さんの筋肉	0.01		申			(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.01		申			推:0.01
その他の家さんの脂肪	0.01		申			(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.01		申			推:0.01
その他の家さんの肝臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの腎臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家さんの食用部分	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.01		申			推:0.01
その他の家さんの卵	0.01		申			(鶏の卵参照)
はちみつ	0.05	0.05				※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

※)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和3年3月11日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

（別紙2）

ピラジフルミド

今回残留基準値を設定する「ピラジフルミド」の規制対象は、ピラジフルミドのみとする。

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.2
小豆類 ^{注1)}	0.3
えんどう	0.3
そら豆	0.3
その他の豆類 ^{注2)}	0.3
はくさい	3
キャベツ	3
カリフラワー	10
ブロッコリー	10
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	10
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	40
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	5
にんにく	0.05
にら	30
アスパラガス	3
にんじん	0.3
トマト	2
ピーマン	5
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注4)}	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.9
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1
すいか（果皮を含む。）	0.8
メロン類果実（果皮を含む。）	1
まくわうり（果皮を含む。）	1
その他のうり科野菜 ^{注5)}	1
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	4
えだまめ	15
その他の野菜 ^{注6)}	15
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2

食品名	残留基準値 ppm
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	2
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	2
あんず（アプリコットを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	0.7
うめ	3
おうとう（チェリーを含む。）	3
いちご	3
ぶどう	3
かき	0.8
キウイー（果皮を含む。）	3
その他のスパイス ^{注8)}	9
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注9)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注10)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注11)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01

食品名	残留基準値 ppm
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注9) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注11) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。